

温室効果ガスの排出の抑制に関する指針

別表 3 重点対策（現行）

対象	番号	名称	実施の判断基準
第1号及び第2号該当事業者	1	推進体制の整備	本指針3で定める推進体制が構築されている。
	2	主要なエネルギー使用設備の更新等の検討	主要なエネルギー使用設備に関する情報が整理され、エネルギー使用の合理化の観点から、設備更新の方向性が検討されている。
	3	機器管理台帳の整備	空調熱源設備、冷凍機、ボイラー、工業炉、コンプレッサについての管理台帳が整備されている。
	4	照明設備の運用管理	年間2,000時間以上点灯する照明設備の管理台帳が整備されている。また、照明の運用方法が定められている。
	5	エネルギー使用量の把握	エネルギー種類別及び設備別の使用フローが作成可能である。
	6	各種図面の整備	現状を反映した圧縮空気配管図、蒸気配管図が整備されている。
	7	外気導入量の適正管理	空気環境測定結果があり、全熱交換器が無い場合は、夏季冷房期間及び冬季暖房期間において人の多い箇所で二酸化炭素濃度が800ppm程度である。また、外気を有効に活用できる期間において、二酸化炭素濃度が外気と同等程度である。
	8	フィルター等の清掃	空調系統図及び空調機フィルターの清掃に関する運用方法が整備されている。また、エアハンドリングユニット等の清掃実績の記録がある。
	9	ポンプ、ファン及びブロワーの適正な流量管理	熱搬送系統図が整備され、冷温水の流量管理方法が定められている。また、省エネルギーの観点から評価されている。
	10	変圧器の需要率管理、効率管理	単線結線図が整備され、変圧器の需要率と負荷率について、その算定プロセスも含めて提示することができる。
	11	室内温度の適正管理	空調系統図及び空調制御図が整備され、夏季、冬季、中間期の室内温度を把握している。夏季の冷房時の室内温度が26℃以上、冬季の暖房時の室内温度が22℃以下となっている。
	12	地下駐車場の換気管理	換気設備のスケジュール運転、又は二酸化炭素あるいは一酸化炭素濃度制御システムを導入している。
	13	照明設備の高効率化	工場内は概ね年間2,000時間又は事務所は概ね年間2,500時間以上点灯する蛍光灯は、Hfタイプに相当する効率となっている。
	14	事務所機器の待機電力管理	事務所における機器の運用方法が定められている。
	15	機器性能管理	実稼働ベースにおける冷凍機のCOP及びボイラーの効率並びにその算定プロセスを提示することができる。
	16	冷凍機の冷水出口温度管理	冷凍機稼働期間内において、負荷を考慮した冷水出口温度の調整記録がある。
	17	燃焼設備の空気比管理	燃焼設備からの排出ガスにおける空気比の値が基準空気比以下である。

	18	排出ガス温度の管理	蒸気ボイラーから排出されるガスの温度が基準廃ガス温度未満である。
	19	蒸気配管のバルブ等の保温	ボイラー室のヘッダ、バルブ等に保温が施されている。
	20	工業炉表面の断熱強化	工業炉の表面（外側）の温度を把握し、対応方針が定められている。基準炉壁外面温度以下となっている。
	21	コンプレッサの吐出圧の適正化	圧縮空気使用設備（減圧弁二次側）の要求する圧力と吐出圧の差が0.15MPa以内である。
	22	コンプレッサの吸気管理	コンプレッサの吸気温度低減方法が定められている。吸気温度が把握されている。
第3号該当事業者	23	推進体制の整備	本指針3で定める推進体制が構築されている。
	24	自動車の適正な使用管理	燃費、所用時間及び走行距離を考慮した走行ルート等の情報を運転者に伝える仕組みが整備されている。
	25	エネルギー使用量等に関するデータの管理	自動車ごとの走行距離、エネルギー消費量等のデータが定期的に記録されている。
	26	エコドライブ推進体制の整備	エコドライブ推進に係る責任者の設置、マニュアル及びエコドライブ講習の実施記録がある。
	27	自動車の適正な維持管理	日常の点検及び整備に係る責任者の設置、点検及び整備マニュアル並びに必要な知識や技術を習得するための研修の実施記録がある。

備考

- 1 番号17の基準空気比とは、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号）（以下「事業者の判断基準」という。）の別表第1（A）に規定するものをいう。
- 2 番号18の基準廃ガス温度とは、事業者の判断基準別表第2（A）に規定するものをいう。
- 3 番号20の基準炉壁外面温度とは、事業者の判断基準別表第3（A）に規定するものをいう。

別表3 重点対策（改正案）

対象	番号	名称	実施の判断基準
第1号及び第2号該当事業者	1	推進体制の整備	① 本社等が中心となり、支店等と連携して、地球温暖化対策のためのPDCAサイクルを回すための体制が整備されている。 ② ①の体制に基づき、定期的に地球温暖化対策に関する進捗確認、会議等を実施している。
	2	エネルギー使用量の把握	① エネルギー種類別（電力、ガス、蒸気、圧縮空気等）の使用量を記載した書面（又は電磁的記録）の作成、更新、保管等の管理基準を設定している。 ② ①の情報を元に、現状把握、過去との比較検証を行っている。
	3	照明の適正管理	① 年間2,000時間（1日8時間程度）以上点灯する照明設備について、点灯消灯のルール化、点灯範囲の分割・把握、照度基準等の管理基準を設定している。 ② ①で定めた運用を実施している。
	4	昇降機の適正管理	① 時間帯や曜日等による停止階の制限、複数台ある場合には稼働台数の制限等に関して管理基準を設定している。 ② ①で定めた運用を実施している。
	5	室内温度の適正管理	① 空調を施す区画を限定し、季節に応じた設備の運転時間、室温、湿度等の管理基準を設定している。室温の基準は夏季の冷房時26℃以上、冬季の暖房時22℃以下となっている。 ② ①で定めた運用を実施している。
	6	外気導入量の適正管理	① 換気を施す区画を限定し、換気量、運転時間等についての管理基準を設定している。 ② ①で定めた運用を実施している。
	7	空調設備、換気設備のフィルター清掃	① 空調設備、換気設備のフィルターの点検、清掃についての管理基準を設定している。 ② ①で定めた運用を実施している。
	8	空調用冷凍機の適正管理	① 外気条件変動等に応じた冷却水温度や冷温水温度、圧力、運転時間等についての管理基準を設定している。 ② ①で定めた運用を実施している。
	9	燃焼設備の空気比管理	① 燃焼設備及び使用する燃料の種類に応じて、排出ガスにおける空気比の値が基準空気比以下になるような、空気比についての管理基準を定めている。 ② ①で定めた運用を実施している。
	10	ボイラーの適正管理	① 過剰な蒸気等の供給及び燃料の供給をなくし適正に運転するため、蒸気等の圧力、温度及び運転時間等に関する管理基準を設定している。 ② ①で定めた運用を実施している。
	11	蒸気配管のバルブ等の適正管理	① ボイラー設備の保温及び断熱の維持、スチームトラップの蒸気の漏えい、詰まりの防止等に関する管理基準を設定している。 ② ①で定めた運用を実施している。
	12	排出ガス温度の管理	① 排ガスを排出する設備等に応じ、廃ガスの温度が基準廃ガス温度未満になるような管理基準、又は排ガスの廃熱の回収利用についての管理基準を設定している。 ② ①で定めた運用を実施している。
	13	事務用機器の運用管理	① 事務用機器（パーソナルコンピュータ、プリンタ、コピー機、ファクシミリ等）について、待機電力削減の取組、省エネモード設定等の管理基準を設定している。 ② ①で定めた運用を実施している。

	14	業務用機器、生産設備の運用管理	① 業務用機器（厨房機器、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫、ショーケース、医療機器、通信機器、実験装置等）及び生産設備（組立設備、搬送設備、加工設備等）について、季節や曜日、時間帯、負荷量、不要時等に応じた運用方法、保守、点検等について管理標準を設定している。 ② ①で定めた運用を実施している。
	15	受変電設備の効率管理	① 変圧器及び無停電電源装置は、部分負荷における効率を考慮して、変圧器及び無停電電源装置の全体の効率が高くなるよう、稼働台数の調整及び負荷の適正配分等に関する管理標準を設定している。 ② ①で定めた運用を実施している。
	16	受変電設備の力率の管理	① 受電端における力率については、95パーセント以上とすることを基準として進相コンデンサ等を制御するように管理標準を設定している。 ② ①で定めた運用を実施している。
	17	ポンプ、ファン、ブロワー及びコンプレッサの適正管理	① 使用端圧力及び吐出量を把握し、負荷に応じた運転台数の選択、回転数の変更等に関する管理標準を設定している。 ② ①で定めた運用を実施している。
	18	ポンプ、ファン、ブロワー及びコンプレッサの配管、ダクトの管理	① 流体の漏えいを防止し、流体を輸送する配管やダクト等の抵抗の低減に関する管理標準を設定している。 ② ①で定めた運用を実施している。
	19	コンプレッサの吸気管理	① コンプレッサの吸気温度低減方法を定めている。 ② ①の基準に従った、清浄・低温な空気の吸入している。
第3号該当事業者	20	推進体制の整備	① 本社等が中心となり、支店等と連携して、地球温暖化対策のためのPDCAサイクルを回すための体制が整備されている。 ② ①の体制に基づき、定期的に地球温暖化対策に関する進捗確認、会議等を実施している。
	21	自動車の適正な使用管理	① 燃費、所用時間及び走行距離を考慮した走行ルート等の情報を運転者に伝える仕組みが整備されている。 ② ①の基準に従った運用を実施している。
	22	エネルギー使用量等に関するデータの管理	① 自動車ごとの走行距離、エネルギー消費量等のデータを定期的に記録する基準を定めている。 ② 自動車ごとの走行距離、エネルギー消費量等のデータが定期的に記録している。
	23	エコドライブ推進体制の整備	① エコドライブ推進に係る責任者の設置、マニュアルを整備している。 ② エコドライブ講習の実施している。
	24	自動車の適正な維持管理	① 日常の点検及び整備に係る責任者の設置、点検及び整備マニュアルが定められている。 ② 点検及び整備に必要な知識や技術を習得するための研修を実施している。

備考

- 1 番号9の基準空気比とは、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号）（以下「事業者の判断基準」という。）の別表第1（A）に規定するものをいう。
- 2 番号12の基準廃ガス温度とは、事業者の判断基準別表第2（A）に規定するものをいう。

別表4 低公害かつ低燃費な車の導入割合の算定方法（現行）

$$A = \frac{(an1 \times 0.4 + bn1 \times 0.8 + cn1 \times 1 + dn1 \times 2) + (an2 \times 0.4 + bn2 \times 0.8 + cn2 \times 1 + dn2 \times 2) + (an3 \times 0.4 + bn3 \times 0.8 + cn3 \times 1 + dn3 \times 2 + en3 \times 1 + fn3 \times 1.5 + gn3 \times 3 + hn3 \times 2 + in3 \times 3 + jn3 \times 7.5) + (an4 \times 1 + fn4 \times 1.5 + gn4 \times 3 + hn4 \times 2 + in4 \times 3 + jn4 \times 7.5) + (an5 \times 0.4 + bn5 \times 0.8 + cn5 \times 1 + dn5 \times 2 + en5 \times 1 + fn5 \times 1.5 + gn5 \times 3 + hn5 \times 2 + in5 \times 3 + jn5 \times 7.5) + (en6 \times 1 + fn6 \times 1.5 + gn6 \times 3 + hn6 \times 2 + in6 \times 3 + jn6 \times 7.5)}{n1 \times 1 + n2 \times 2.5 + n3 \times 5 + n4 \times 10 + n5 \times 10 + n6 \times 15} \times 100$$

備考

- 1 「A」とは、低公害かつ低燃費な車の導入割合（単位%）をいう。
- 2 「n1」とは、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号。以下「NO_x・PM法施行令」という。）第4条第5項に規定する自動車（ただし、当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。）の台数をいう。
- 3 「n2」とは、NO_x・PM法施行令第4条第2項に規定する自動車（ただし、当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。）の台数をいう。
- 4 「n3」とは、NO_x・PM法施行令第4条第1項に規定する自動車（ただし、当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。）であって、車両総重量が8トン未満のものの台数をいう。
- 5 「n4」とは、NO_x・PM法施行令第4条第1項に規定する自動車（ただし、当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。）であって、車両総重量が8トン以上のものの台数をいう。
- 6 「n5」とは、NO_x・PM法施行令第4条第4項に規定する自動車（ただし、当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。）の台数をいう。
- 7 「n6」とは、NO_x・PM法施行令第4条第3項に規定する自動車（ただし、当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。）の台数をいう。
- 8 「an1」とは、n1のうち、平成21年基準準優低公害車（九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会が定めた「九都県市低公害車指定指針」（平成8年3月29日実施。以下「指定指針」という。）において規定された平成21年基準準優低公害車をいう。以下同じ。）の台数（ただし、指定指針で規定された平成21年基準準超低公害車（以下「平成21年基準準超低公害車」という。）の排出ガス基準、かつ、自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成19年国土交通省告示第866号）第3条1号に規定する燃費基準を満たした自動車の台数を含む。）をいう。
- 9 「bn1」とは、n1のうち、平成21年基準準超低公害車の台数をいう。
- 10 「cn1」とは、n1のうち、平成21年基準優低公害車（指定指針において指定された平成21年基準優低公害車をいう。以下同じ。）の台数をいう。
- 11 「dn1」とは、n1のうち、平成21年基準超低公害車（指定指針において指定された平成21年基準超低公害車をいう。以下同じ。）の台数をいう。
- 12 「an2」とは、n2のうち、平成21年基準準優低公害車の台数をいう。
- 13 「bn2」とは、n2のうち、平成21年基準準超低公害車の台数をいう。
- 14 「cn2」とは、n2のうち、平成21年基準優低公害車の台数（ただし、車両総重量3.5トン以下のものに限る。）をいう。
- 15 「dn2」とは、n2のうち、平成21年基準超低公害車の台数（ただし、車両総重量3.5トン以下のものに限る。）をいう。

- いう。
- 16 「an3」とは、n3のうち、平成21年基準準優低公害車の台数をいう。
- 17 「bn3」とは、n3のうち、平成21年基準準超低公害車の台数をいう。
- 18 「cn3」とは、n3のうち、平成21年基準優低公害車の台数（ただし、車両総重量3.5トン以下のものに限る。）をいう。
- 19 「dn3」とは、n3のうち、平成21年基準超低公害車の台数（ただし、車両総重量3.5トン以下のものに限る。）をいう。
- 20 「en3」とは、n3のうち、平成17年基準良低公害車（指定指針において規定された平成17年基準良低公害車をいう。以下同じ。）かつ平成27年度燃費基準達成車（指定指針に規定された「平成27年度燃費基準達成車」をいう。以下同じ。）に該当する自動車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。
- 21 「fn3」とは、n3のうち、平成17年基準優低公害車（指定指針において規定された平成17年基準優低公害車をいう。以下同じ。）かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。
- 22 「gn3」とは、n3のうち、平成17年基準超低公害車（指定指針において規定された平成17年基準超低公害車をいう。以下同じ。）かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。
- 23 「hn3」とは、n3のうち、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成20年国土交通省告示第1532号）にて規定する基準を満たした自動車（以下「ポスト新長期規制達成車」という。）、かつ、平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。
- 24 「in3」とは、n3のうち、平成21年基準優低公害車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。
- 25 「jn3」とは、n3のうち、平成21年基準超低公害車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。
- 26 「en4」とは、n4のうち、平成17年基準良低公害車かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数をいう。
- 27 「fn4」とは、n4のうち、平成17年基準優低公害車かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数をいう。
- 28 「gn4」とは、n4のうち、平成17年基準超低公害車かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数をいう。
- 29 「hn4」とは、n4のうち、ポスト新長期規制達成車かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数をいう。
- 30 「in4」とは、n4のうち、平成21年基準優低公害車の台数をいう。
- 31 「jn4」とは、n4のうち、平成21年基準超低公害車の台数をいう。
- 32 「an5」とは、n5のうち、平成21年基準準優低公害車の台数をいう。
- 33 「bn5」とは、n5のうち、平成21年基準準超低公害車の台数をいう。
- 34 「cn5」とは、n5のうち、平成21年基準優低公害車の台数（ただし、車両総重量3.5トン以下のものに限る。）をいう。
- 35 「dn5」とは、n5のうち、平成21年基準超低公害車の台数（ただし、車両総重量3.5トン以下のものに限る。）をいう。
- 36 「en5」とは、n5のうち、平成17年基準良低公害車かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。
- 37 「fn5」とは、n5のうち、平成17年基準優低公害車、かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。
- 38 「gn5」とは、n5のうち、平成17年基準超低公害車、かつ平成27年度燃費基準達成車である自動車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。
- 39 「hn5」とは、n5のうち、ポスト新長期規制達成車かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。
- 40 「in5」とは、n5のうち、平成21年基準優低公害車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）

をいう。

41 「jn5」とは、n5のうち、平成21年基準超低公害車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。

42 「en6」とは、n6のうち、平成17年基準良低公害車かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。

43 「fn6」とは、n6のうち、平成17年基準優低公害車かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。

44 「gn6」とは、n6のうち、平成17年基準超低公害車かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。

45 「hn6」とは、n6のうち、ポスト新長期規制達成車かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。

46 「in6」とは、n6のうち、平成21年基準優低公害車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。

47 「jn6」とは、n6のうち、平成21年基準超低公害車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。

48 備考12、13、16、17、20から22まで、26から28まで、32、33、36から38まで、及び42から44までに該当する自動車は、当該自動車に対して設定された指定解除日（指定指針に規定するものをいう。）までに使用が開始されたものについて、その台数を計上することができる。

別表 4 低公害かつ低燃費な車の導入割合の算定方法（改正案）

削除

別紙 低公害かつ低燃費な車の導入内訳（現行）

				自動車の種別（台）							
				乗用自動車	小型貨物自動車	普通貨物自動車		マイクロスバ	大型バス		
						車両総重量 8トン未満	車両総重量 8トン以上				
				n1	n2	n3	n4	n5	n6		
低公害かつ低燃費な車の区分（台）	車両総重量 3.5トン以下	平成21年 基準	準優低公害車		an1	an2	an3	/	an5	/	
			準超低公害車		bn1	bn2	bn3	/	bn5	/	
			優低公害車		cn1	cn2	cn3	/	cn5	/	
			超低公害車		dn1	dn2	dn3	/	dn5	/	
	車両総重量 3.5トン超	平成17年 基準	良低公害車	平成 27年 度燃 費基 準達 成車	/	/	en3	en4	en5	en6	
			優低公害車		/	/	fn3	fn4	fn5	fn6	
			超低公害車		/	/	gn3	gn4	gn5	gn6	
		ポスト新長期規制達成車			/	/	hn3	hn4	hn5	hn6	
		平成21年 基準	優低公害車		/	/	in3	in4	in5	in6	
			超低公害車		/	/	jn3	jn4	jn5	jn6	

備考 別表4の規定に基づき、n1～n6、an1～an6、bn1～bn6、cn1、cn2、dn1、dn2、en3～en6、fn3～fn6、gn3～gn6、hn3～hn6、in3～in6、jn3～jn6に該当する自動車の台数を記入すること。

別紙 低公害かつ低燃費な車の導入内訳（改正案）

削除